

長岡地域定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要領

(目的)

第1条 本市は、定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するに当たり、定住自立圏形成協定における連携項目に関し民間の関係者、学識経験者等の意見を聴き、ビジョンに反映させるため、長岡地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ビジョンの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に必要な事項

(委員の構成)

第3条 懇談会は、10人以内の委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日以後最初に到来するビジョンの計画期間満了の日までとし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、地域振興戦略部で処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。